



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 4 号）をここに公布する。

平成 25 年 4 月 26 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条第 4 項中「身体障害者福祉法第 21 条の規定による受託報酬の額の基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入に通常要する費用の額を勘案した基準」に改める。

第 66 条第 2 項第 3 号中「月額 18,000 円」を「月額 16,000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(補装具に関する事業) 第 59 条 略 2・3 略 4 補装具の支給, 修理, 又は再支給は, その種目, 型式, 材質等に応じ, <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入に通常要する費用の額を勘案した基準</u>(この基準によることができないときは, 管理者が定める基準) の範囲で行うものとする。 (奨学援護金の支給) 第 66 条 略 2 奨学援護金の支給額は, 次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ, 在学者等 1 人につき, それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1)・(2) 略 (3) 高等学校, 中等教育学校の後期課程, 高等専門学校の第 1 学年から第 3 学年まで, 特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者または公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者。中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和 53 年労働省令第 37 号)附則第 2 条の規定による専修訓練課程の第 1 類の普通職業訓練を受ける者 <u>月額 16,000 円</u> (4) 略 3～7 略	(補装具に関する事業) 第 59 条 略 2・3 略 4 補装具の支給, 修理, 又は再支給は, その種目, 型式, 材質等に応じ, <u>身体障害者福祉法第 21 条の規定による受託報酬の額の基準</u>(この基準によることができないときは, 管理者が定める基準) の範囲で行うものとする。 (奨学援護金の支給) 第 66 条 略 2 奨学援護金の支給額は, 次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ, 在学者等 1 人につき, それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1)・(2) 略 (3) 高等学校, 中等教育学校の後期課程, 高等専門学校の第 1 学年から第 3 学年まで, 特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者または公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者。中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和 53 年労働省令第 37 号)附則第 2 条の規定による専修訓練課程の第 1 類の普通職業訓練を受ける者 <u>月額 18,000 円</u> (4) 略 3～7 略

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 4 号） 【概 要】

1 改正の理由

常勤の地方公務員の公務災害補償制度における福祉事業の内容が一部改正されたことから、当組合においても改正する必要がある。

2 改正の内容

- (1) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずる為の関係法律（平成 24 年法律第 51 号）が公布されたことに伴い、法律名が改められたもの。
- (2) 奨学援護金の支給対象となる在学者のうち「高等学校に在学する者」に係る支給月額を 18,000 円から 16,000 円に引き下げるもの。

3 施行日

平成 25 年 4 月 26 日から施行